

地域協議会での質問・意見

区分	区名	質問内容	回答内容
計画の位置付け、考え方	安塚区	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、総合計画とは、基本計画と実施計画、財政計画の3点をセットで作り上げるものであると考えている。しかし、上越市の場合は、実施計画をなかなか作ろうとしない。 ・安塚区地域協議会が「地域住民の生活に支障はないものと認める」旨の答申を行った後、仮に新潟県との協議の中で文言の指摘等がなされた場合、安塚区地域協議会は答申の際にどこまで議論していたのか外部から言われかねない。ましてや市議会12月定例会で否決されるというような事態になれば、計画変更の内容が文言の修正だとしても、答申を行う手前まずいのではないか。 ・新潟県や上越市議会12月定例会で否決されるといった可能性を一切考えていないのか回答をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の流れについては、資料No.1のスケジュールの部分に記載しているとおりである。まず、次回の地域協議会で答申に関する協議を行っていただく。そして、9月中旬以降、所管事務調査とパブリックコメントが実施される。その後、新潟県との協議を経て、市議会12月定例会に上程を行うというスケジュールである。 ・このような手続きを踏みながら、皆様からのご意見をお聞きし、計画の内容を整理させていただく。今回の計画変更の主な内容は、第7次総合計画や第3次財政計画の策定に伴う文言等の修正である。 ・ご質問については、想定も絡んでおり、この場での回答を行うことはできない。まずは、次回の地域協議会で答申に関する協議を行っていただきたい。その後、新潟県との協議の中で指摘等がなされる可能性があるかどうかについては、この場で回答することはできないので、ご容赦願いたい。
	牧区	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の諮問は主に文言の整理で、基本的な内容は変わらず、新しい考えに合わせた変更だと説明があった。しかし、新旧対照表P23の「持続的発展の基本方針」について、変更後は枠内の文言が一括削除されるなど、変更前後で大きく表記が異なっている。また、変更前は「選ばれるまち」と記載されているが、変更後はそのような記載がない。文言の整理というよりも内容の変更だと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的には文言の整理で、数値は最新のものに变更している。第7次総合計画で設定された5つの基本目標に合わせて変更したものである。
	牧区	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画や財政計画、過疎地域持続的発展計画といった様々な計画があるが、各計画の期間がそろっていれば、考えを整理して一括で見直すことができるのではないか。策定している担当部署が異なり、難しい部分もあると思われるが、地域住民の視点からすれば、計画期間がそろっていた方が分かりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画、財政計画、定員管理計画、行政改革推進計画は同じ期間で取り組んでいるため一括に見直されるが、それ以外の計画は担当部署によって、期間の定めが異なる。一方、計画期間の途中で見直しを行い、その都度修正を行っていることから、ご理解いただきたい。
	中郷区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的審議を進めるにあたって、この計画のどこに注視すればよいのか。密接に関わるものは何なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が国等から財源を得るために示した計画であるため、総花的に書かれた計画であることをご理解いただきたい。
	板倉区	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の整合を図ったということは理解できるが、法律上過疎法に係ることで板倉区住民の生活に支障はないということによりか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉区の住民の生活に支障はない。

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関すること	安塚区	<p>・資料 No.2 の P24 の 3 産業の振興 (1) 農業についてお聞きしたい。現況と問題点、それに対する対策が記載されており、中山間地域等直接支払制度の活用等が挙げられている。中山間地域等直接支払制度について、現在の第5期対策は、令和6年度までと聞いている。中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度には、5年縛りのようなものがある。5年間の協定期間中、協定に参加する農業者が協定から抜けて、農業生産活動等が行われなくなった場合、当該農用地に係る交付金の返還義務が生じるというものである。高齢化の進行により、農業者はいつまで農業を続けられるか分からない。このような5年縛りは今後も継続されるのか。今までは、5年間の協定期間中、誰かが病気等により農業ができなくなった場合、協定に参加しているほかの農業者でその分の農用地を引き継がなければならなかった。5年縛りが緩和されると、非常に農業者の負担が減る。集落でも不安の声が挙がっている。</p>	<p>・原則として、5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合、対策期間中の認定年度に遡って交付金を返還していただくこととなっておりますが、令和2年度開始の第5期対策から、返還の対象となる範囲が協定農用地全体から、農業生産活動等が行われなくなった当該農用地のみに緩和された。このように、農業者の皆さんから安心して取り組んでいただけるよう、国においても、適宜、制度の見直しを行っているところである。なお、農業生産活動等が行われなくなった原因が、協定に参加する農業者の死亡や病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由に該当する場合は、この交付金返還義務が免除されることになっているが、この適用に当たっては、段階的対応や諸手続き等があるため、該当事案が発生次第、市農村振興課又は総合事務所まで相談いただきたい。</p>
	牧区	<p>・新旧対照表の P27 の「次世代を担う農業者となることを志向する 50 歳未満の人に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付する」とあるが、今後過疎地域でこのような人材を求めていくことは難しいと思われる。現実的な人口構成や人の動きを踏まえ、計画を検討した方が良い。</p>	<p>・現状、牧区の農業は 70 代の方が中心に取り組んでおり、50 歳未満の方はとても貴重な存在である。個人的には、このような事業があれば担い手の増加も想定され、必要な事業と考えている。</p>
	吉川区	<p>・新旧対照表の P30 で、変更前には「イノシシ」と書いてあるが、変更後は「鳥獣」となりイノシシの固有名詞が消えている。イノシシは結構出ていると思うが、変更できないか。</p>	<p>・農作物被害のうち、依然としてイノシシによる被害が大多数を占めている一方で、近年のニホンジカやハクビシン、スズメ等による被害が発生している現状を踏まえて、総合的な鳥獣被害対策の観点から「鳥獣」と表現したものである。</p>
	吉川区	<p>・新旧対照表の P38 で、「耕作放棄地」が「荒廃農地」に変わっているのはどういう理由か。</p>	<p>・「耕作放棄地」から「荒廃農地」への変更は、関係要領の文言に合わせた変更である。</p>
	吉川区	<p>・鳥獣被害は、中山間地域の整備が一番の課題である。新旧対照表の P29 の「被害の拡大」で「猟友会等への負担の増加が課題となっている。」は筋違いであると思う。鳥獣被害対策協議会でも「追うのではなく追わないで捕る方法」の方が課題ではないか。中山間地は広いので電気柵を取れば必ずそこからやられてしまうため、疑問を呈させていただいた。</p>	<p>・猟友会の市内 6 支部におかれては、年間を通じた有害鳥獣捕獲を始め、鳥獣被害対策実施隊によるイノシシの捕獲活動、更には、地元集落からなる捕獲サポート隊の指導や助言など、農業及び人身被害の抑制に大きく貢献いただいているところではありますが、会員の高齢化は進行しつつあり、加えて、新規入会者数も減少傾向にあるなど、今後の「捕獲体制」の弱体化が懸念されることから、大きな課題として捉え、現在、新しい人材の確保・育成に取り組んでいるところである。また、本編 P30 に掲載のとおり、より効率的かつ効果的な捕獲活動を推進するため、現在、ICT やドローン技術等を活用した「スマート捕獲」の実証を進めており、令和 6 年度からの本格導入を目指している。</p>
	中郷区	<p>・新旧対照表の P42 の「交通施設の整備、交通手段の確保」について、変更後の「第 2 次上越市総合公共交通計画の中間見直しを行い、引き続き市民の日常生活の移動手段の確保と将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指すこととしている。」とあるが、市が補助金を出し、全面的にやってくれるということか。</p>	<p>・今回の過疎計画の変更によって上越市総合公共交通計画が変わることはないため、引き続き個別に見直しを行いながら進む。 ・現在、上越市総合公共交通計画の後期計画の見直し時期であり、今後公共交通懇話会で中郷区での運行をどうしていくか具体的に決めていく。妙高市とも調整しながら進むことになるが、現時点で補助金を含めた具体的な案はない。</p>